

令和 8 年 3 月 2 4 日
相模原市発表資料

議員提出議案第 4 号「相模原市安全に安心して自転車を利 用しようよ条例の一部を改正する条例」が可決されました

令和 8 年 3 月定例会議第 3 日（2 月 2 6 日開催）において、道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 3 4 号）による道路交通法の改正に伴う市の責務に係る規定等を改正するため、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例」が議員により提出され、3 月 5 日に行われた市民環境経済委員会での審議されたのち、本日開催された定例会議において賛成総員により可決されました。

なお、当該条例は 3 月 2 5 日に公布及び施行を見込んでいます。

条例の内容については、別紙のとおりです。

以 上

問合せ先

議会局政策調査課

電話 0 4 2 （ 7 6 9 ） 9 8 0 3

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例(平成29年相模原市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「ための」の次に「最新の情報提供、」を加え、「活動」の次に「並びに、市民等の意識調査」を加える。

第10条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第10条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。